

(別表2)

【第5条の3 関係 実施状況確認報告書の確認】

(参考)

項目	県	県事務所	協議会	市町村	対象組織	備考
実施状況確認報告書の確認	受理		協議会	市町村	対象組織	<p>①市町村が定める日まで実施状況報告書及び添付書類を市町村に提出する。</p> <p>②実施状況確認報告書(実施状況確認表)のデータを県事務所及び協議会にメールで提出する。 【提出期限:5月20日】</p> <p>③活動計画書、活動組織規約、運営委員会規則に基づき、実施状況確認報告書(実施状況確認表)のデータを確認し、県事務所及び市町村に連絡する。なお、確認事項がない場合も、その旨を県事務所及び市町村に連絡する。</p> <p>④協議会から連絡があった確認事項を対象組織に確認する。</p> <p>⑤市町村からの確認事項について、必要に応じて、実施状況報告書等の修正を行い、市町村に報告する。</p> <p>⑥実施状況確認報告書及び添付資料の写しを県事務所に提出する。【提出期限:5月27日】</p> <p>⑦実施状況確認報告書(実施状況確認表)の確認後のデータを県に提出する。</p> <p>⑧実施状況確認報告書(実施状況確認表)の確認後のデータを協議会に提出する。</p>